

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が 出願する場合の提出書類（県立高等学校を志願する場合）

注 市立高等学校を志願する場合は、当該市教育委員会が定めるところによる。

1 第95条第1号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書 ※別紙を用いる場合は、受検票・入学願書等受理証を含む。	I 一般入学者選抜（別紙1） II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） III 外国人の特別入学者選抜（別紙2） IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） V 成人の特別入学者選抜（別紙3） VII 第2次募集（別紙5） VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙1、5） IX 秋季入学者選抜（別紙6） I～VIII（VIIの「第8 追加募集」を除く。）については、原則として、インターネット出願であるが、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。また、VIIの「第8 追加募集」及びIXに出願する場合は、インターネット出願を行わないため、所定の用紙を印刷する。 なお、検査料の納付方法は、別に定める。 ※別紙1～3、5は、インターネット出願によらない場合のみ用いる。
(2) 選抜ごとに必要な書類	I 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、5教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式24）（当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する3教科の得点にかけられる倍率を1倍と定めた場合を除く。） II 海外在住状況説明書（様式6） III 外国人特別措置適用申請書（様式7の(2)）及び外国籍であることを証する書類 IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式8） V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式9） VII 誓約書（様式16又は17）ただし、三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17） VIII 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、「第2 第2次募集」に出願する場合は志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17） IX 志願理由書（様式3の(1)） ※1 I、VII、VIII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を求める場合に提出する。 ※2 IIIの「外国籍であることを証する書類」について、写しを提出する際は、11月又は12月に実施される海外現地校出身者のための個別説明会（別記5 82ページ参照）にて、千葉県総合教育センター学力調査部の確認を受けたものとする。 なお、確認が受けられない場合は、志願先の高等学校が原本を確認するものとする。
(3) 選抜結果通知用封筒	VII 第2次募集の「第8 追加募集」及びIXに出願する場合のみ提出する。110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）
(6) 修了証明書・成績証明書又はその写し	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第9学年の修了証明書及び成績証明書（成人の特別入学者選抜を志願する場合は、成績証明書の提出を必要としない。）。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。 また、写しを提出する際は、上記2の※2に準じる。

2 第95条第4号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書 ※別紙を用いる場合は、受検票・入学願書等受理証を含む。	I 一般入学者選抜（別紙1） II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） III 外国人の特別入学者選抜（別紙2） IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） V 成人の特別入学者選抜（別紙3） VI 第2次募集（別紙5） VII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙1、5） IX 秋季入学者選抜（別紙6） I～VIII（VIIの「第8 追加募集」を除く。）については、原則、インターネット出願であるが、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。また、VIIの「第8 追加募集」及びIXに出願する場合は、インターネット出願を行わないため、所定の用紙を印刷する。 なお、検査料の納付方法は、別に定める。 ※別紙1～3、5は、インターネット出願によらない場合のみ用いる。
(2) 選抜ごとに必要な書類	I 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、5教科の学力検査を実施する三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式24）（当該三部制の定時制の課程において、志願者が出願時に申告する3教科の得点にかけられる倍率を1倍と定めた場合を除く。） II 海外在住状況説明書（様式6） III 外国人特別措置適用申請書（様式7の(2)）及び外国籍であることを証する書類 IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式8） V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式9） VI 誓約書（様式16又は17）ただし、三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17） VII 志願理由書（様式3の(1)）、ただし、「第2 第2次募集」に出願する場合は志願理由書（様式3の(1)）、及び誓約書（様式16又は17） IX 志願理由書（様式3の(1)） ※ I、VI、VII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を求める場合に提出する。
(3) 選抜結果通知用封筒	VI 第2次募集の「第8 追加募集」及びIXに出願する場合のみ提出する。110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）
(6) 中学校卒業程度認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(7) 調査書	文部科学省発行の調査書 成人の特別入学者選抜を志願する場合は、調査書の提出を必要としない。